

港長公示 第2号

港則法第39条第1項の規定により、小名浜港において、次のとおり航泊を禁止するので、同法第39条第2項の規定により、公示する。

令和8年7月29日

小名浜港長
(公印省略)

「第71回いわき花火大会」に伴う航泊の禁止について

小名浜港において、花火大会が開催されるため、下記により船舶の航泊を禁止（花火大会関係船舶（花火大会主催者が配置する警戒船及び救助艇）及び港長が許可した船舶を除く。）する。

なお、雨天等により花火大会が中止となった場合には、航泊の禁止を解除する。

記

1 期 間

令和8年8月1日（土） 午後6時45分から午後9時30分まで

2 区 域

次の各点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

イ点 北緯36度56分35.4秒 東経140度54分24.9秒(岸線上)

ロ点 北緯36度56分20.0秒 東経140度54分34.5秒

(小名浜港第一西防波堤東端)

ハ点 北緯36度56分14.2秒 東経140度54分32.3秒

(小名浜港三崎波除堤灯台)

ニ点 北緯36度56分03.5秒 東経140度54分23.1秒

(小名浜港三崎第2波除堤南端)

ホ点 北緯36度56分08.6秒 東経140度53分52.6秒

(小名浜港第一西防波堤上)

ヘ点 北緯36度56分28.8秒 東経140度53分58.9秒

(小名浜港2号ふ頭南西端)

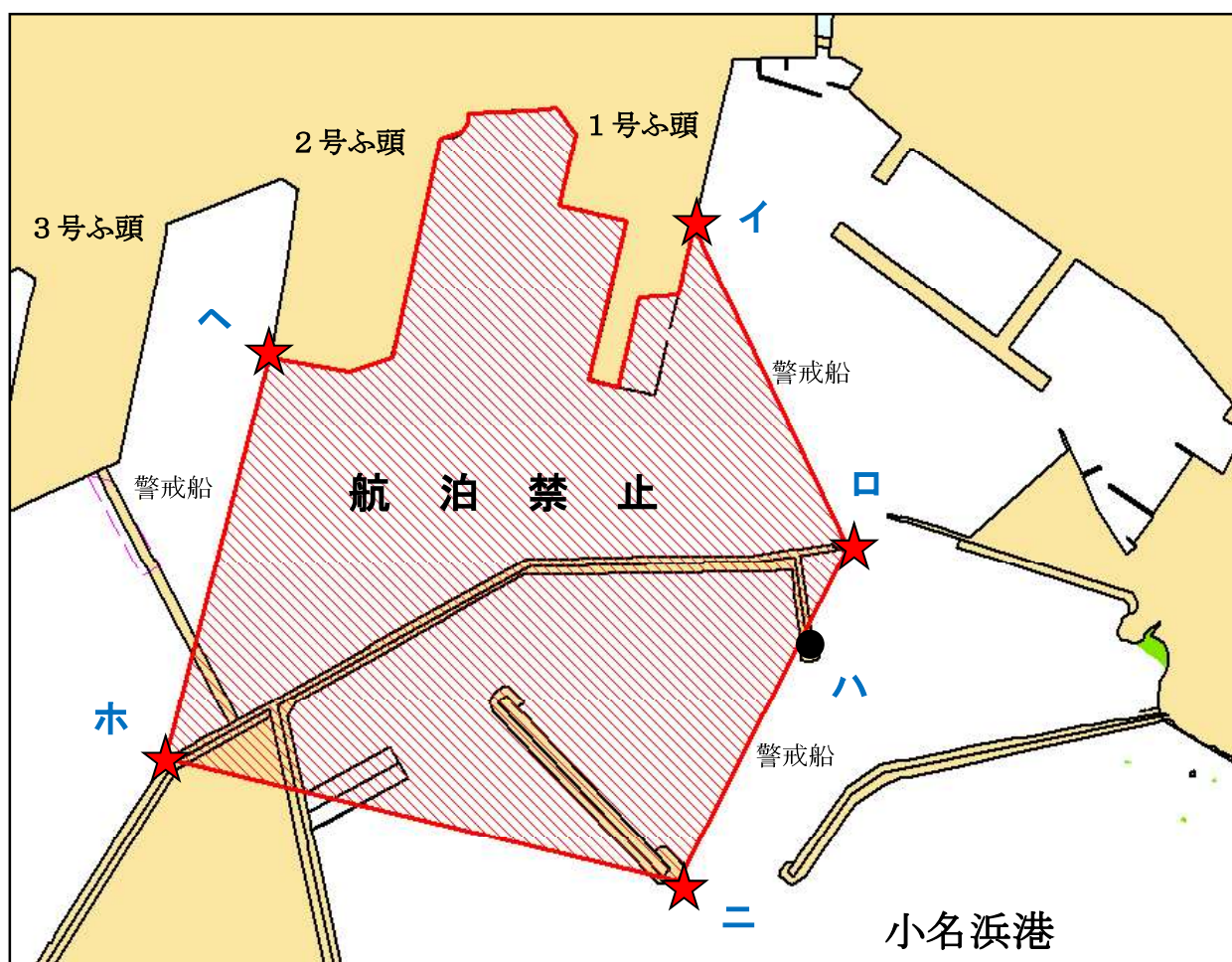
3 標 識

上記イ、ロ、ニ、ホ、への各点には赤色の点滅灯が設置してある。

4 備 考

- (1) 花火大会開催中は、イとロを結んだ線上、ハからニを結んだ線上及びホとへを結んだ線上に、警戒船が配備される。
- (2) 午後9時30分前に花火大会が終了した場合は、花火大会の終了時刻をもって、一般船舶は航行して差し支えない。

略 図



航泊禁止の期間：令和8年8月1日（土） 午後6時45分から午後9時30分まで

航泊禁止の区域：

港長公示 第2号（令和8年8月1日）において、港長が許可する船舶は以下のとおりとする。

- ・巡視船 なつい（搭載艇含む）
- ・巡視船 あぶくま（搭載艇含む）
- ・巡視艇 てるかぜ
- ・巡視艇兼交通船 すばる
- ・警察用船舶 おなはま
- ・小名浜デイクルーズ サンシャインシーガル（係留船）